

田原市空き家活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空き家住宅を有効活用しようとする者に対し、その住宅の改修に必要な費用の一部を助成することにより市内への定住を促進し、及び空き家の活用を促進することにより市内の良好な住環境を確保するため、予算の範囲内において、田原市空き家活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象住宅)

第2条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、田原市内に所在し、現地調査等で電気、ガス、水道等が一定期間使用されていないことにより空き家であると確認された住宅で、昭和56年6月以降に建てられた一戸建の住宅とする。ただし、昭和56年5月以前に建てられた住宅であっても次のいずれかの要件を満たすものは対象住宅とする。

(1) 耐震改修工事（田原市木造住宅等耐震改修促進事業（以下「耐震促進事業」という。）により施工された工事）が完了している住宅

(2) 耐震促進事業による耐震診断が1.0以上と判定された住宅

(3) 本事業による改修と同時に耐震改修工事を行う住宅

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、空き家住宅所有者で自ら定住しようとする者又は賃貸することを目的とする者若しくは賃借して定住しようとする者で、補助金の交付の申請時点において次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 田原市空き家・空き地バンクに登録している者又は登録を予定している者

(2) 空き家住宅所有者が定住しようとする場合又は賃貸しようとする場合において改修後、居住の用に供する期間が3年以上とすることが見込まれる者

(3) 市税等を滞納していない者

(補助対象の除外者)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者から除外する。

(1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）、
又は申請者と同一世帯の者が市税等の滞納者である場合

(2) 空き家の入居予定者又は空き家に同居しようとする者が市税等の滞納者である場合

- (3) 3親等内の親族間において、空き家に係る賃貸借契約又は売買契約を締結した場合
- (4) その他市長が適当でないと認めた場合

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、対象住宅の台所、トイレ、風呂、下水接続等の設備及び内部改修工事等を行う事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。

(補助金の算定等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）とする。ただし、500千円を限度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市外に住所を有し市外から転入する補助対象者に対する補助限度額は800千円とする。

3 市外から転入する補助対象者の世帯に未就学児童がいる場合は、その者の申請により一人当たり100千円を加算することができる。

4 補助金は、一人の補助対象者及びその者の属する世帯を構成する者に対して1回に限り交付する。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、当該事業の着手前に、田原市空き家活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 工事の見積書の写し

(3) 誓約書（様式第3号）（対象住宅の所有者が申請者の場合）

(4) 登記事項証明書等対象住宅の所有者が確認できる書類

(5) 確認書（様式第4号）（対象住宅の借借人が申請者の場合）

(6) 昭和56年5月以前の建物であるが耐震改修工事を必要としないことがわかる書類（判定(施工後の診断結果含む。)が1.0以上の診断結果書)又は本事業の改修と同時に耐震改修工事を施工する場合の耐震促進事業の補助金交付決定通知書の写し

(7) 市税等の滞納のない証明書

(8) 世帯に属する者の住民票

(9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付等の決定)

第9条 市長は、前条の規定による交付申請があった場合において、当該申請の内容を審

査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、田原市空き家活用促進事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付することができる。

(事業内容の変更等届)

第10条 補助金の決定を受けた補助対象者は、次の一に該当する場合、遅滞なく田原市空き家活用促進事業補助金交付変更(中止)届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(1) 改修工事の内容を変更するとき。

(2) 改修工事を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 工事が予定期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、遅滞なくその旨報告し指示を受けるものとする。

3 市長は、第1項の変更届の提出があった場合は、補助金の交付決定を変更又は中止することができる。

4 前項の規定により補助金の交付の変更又は中止を決定したときは、田原市空き家活用促進事業補助金交付決定変更(中止)通知書(様式第7号)により通知する。

(実績報告)

第11条 補助金の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日以内又は事業の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、田原市空き家活用促進事業完了実績報告書(様式第8号)を作成し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当該補助金交付決定(変更承認)通知の写し

(2) 工事請負契約書の写し及び領収書の写し

(3) 改修内容の確認できる図面

(4) 補助対象経費内訳書

(5) 補助事業の成果が確認できる写真

(6) 建築確認が必要な建築行為の場合は、検査済証の写し

(7) 田原市空き家・空き地バンクの登録完了書の写し

(8) 耐震改修工事が必要な場合は、耐震促進事業補助金確定通知書の写し

(9) 転居又は転入後の世帯に属する者の住民票の写し

(10) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の完了実績報告書を受領した場合において、その内容の審査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、田原市空き家活用促進事業補助金確定通知書(様式第9号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 交付決定者は、前条の通知書を受けた日から起算して15日以内に田原市空き家活用促進事業補助金請求書(様式第10号)により、市長に対し補助金を請求するものとする。

2 市長は、補助金請求書を受理したときは、その内容を審査した上、速やかに補助金を交付するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第14条 交付決定者は、補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付決定の取り消し)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助対象者に該当しないと確認したとき

(2) 第10条第1項の届出を行わずに補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止したとき

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合は、田原市空き家活用促進事業補助金交付決定(一部)取消通知書(様式第11号)により交付決定者に通知するものとする。

(遅延利息)

第16条 市長は、前条の規定により、補助金の返還を求めた場合で、交付決定者がこれを市長の定める納期限までに納付しなかったときは、当該納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、未納額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息の支払を交付決定者に対し請求するものとする。

2 市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(調査に対する協力)

第17条 交付決定者は、この要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力するものとする。

(委任)

第18条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

田原市空き家活用促進事業
補助金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所

氏名 ㊟

(電話 — —)

田原市空き家活用促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請内容

種 別	申請額等	算定基準等
空き家改修費補助金	金 円	「限度額 500,000 円」 「市外転入者の限度額 800,000 円 (未就学児童一人当たり 100,000 円 加算)」 (1,000 円未満切り捨て)

申請者の 区 分	<input type="checkbox"/> 所有者(本人定住) <input type="checkbox"/> 所有者(賃貸) <input type="checkbox"/> 賃借者(定住)
-------------	--

2 改修工事費等の内容

空き家の所在地	田原市 番地
延床面積	m ²
改修工事予定額	円(別添工事見積額)
着工予定年月日	年 月 日

裏面につづく

完了予定年月日	年 月 日			
入居予定年月日	年 月 日			
居住予定者	氏 名	続柄	生年月日	職 業
		本人		

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 工事の見積書の写し
- (3) 誓約書（（様式第3号）所有者が申請者の場合）
- (4) 登記事項証明書等対象住宅の所有者が分かる書類
- (5) 確認書（（様式第4号）賃貸者が申請者の場合）
- (6) 昭和56年5月以前の建物であるが耐震工事を必要としないとすることが確認できる書類（判定(施工後の診断結果含む。)が1.0以上の診断結果書）又は本事業の改修と同時に耐震改修工事を施工する場合の耐震促進事業の補助金交付決定通知書の写し
- (7) 滞納のない証明書
- (8) 世帯全員の住民票
- (9) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

補助対象建築物の概要

所在地	田原市	番地
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他	
階数	地上 階、 地下 階	
面積	延べ面積	m ²
建築時期	明・大・昭・平 年 月	
建築時期が昭和56年5月以前の建物の場合、耐震工事の状況 必要なし ・ 施工済 ・ 同時施工予定		
添付書類	1. 案内図、平面図、立面図及び改修内容の確認できる図面 2. その他市長が必要と認める書類	

誓 約 書

年 月 日

田原市長 殿

住所

氏名 ⑩

私、
は田原市空き家活用促進事業補助金交付を受けて改修する予定の田原市
番地の建物について、工事施工完了後3年以内に、当該建
物の取り壊し又は賃貸を中止しないことを誓約します。

また、当該建物の所有権を移転する場合は、移転後の所有者に上記条件を引き継ぐことを
併せて誓約します。

確 認 書

年 月 日

田原市長 殿

建物所有者

住所

氏名

㊟

下記建物を所有する私、
は、その建物を賃借しようとする
が田原市空き家活用促進事業補助金交付を受け当該建物を改
修することに異存ありません。

また、その賃借者が退去する際に、改修前の状態に建物等を復元させることを賃借者に対
し要求しません。

記

補助対象建築物の概要

所在地	田原市 番地	
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他	
階数	地上 階、地下 階	
面積	延べ面積	m ²
建築時期	明・大・昭・平 年 月	

田原市空き家活用促進事業
補助金交付決定通知書

田建第 号

平成 年 月 日

様

田原市長 印

年 月 日付けで申請のあった田原市空き家活用促進事業補助金の交付については、下記のとおり決定したので、田原市空き家活用促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

区分	決定金額	算定基準等
空き家改修費補助金 「入居予定年月日」 年 月 日	金 円	「限度額 500,000 円」 「市外転入者の限度額 800,000 円（未就学児童一 人当たり 100,000 円加算）」 (1,000 円未満切り捨て)

その他条件

--

様式第6号(第10条関係)

田原市空き家活用促進事業
補助金交付変更(中止)届

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所

氏名 ㊟

(電話 — —)

年 月 日付け 田建第 号で補助金の交付決定を受けた田原市空き家活用促進事業補助金交付申請の内容を下記のとおり変更したいので、田原市空き家活用促進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 変更(中止)の理由
- 2 変更の内容(変更のある欄を記入してください)

区分	(既決定金額)		算定基礎等
	変更申請額		
空き家改修費補助金	(変更前 円)	円	「限度額 500,000 円」 「市外転入者の限度額 800,000 円(未就学児童一人当たり 100,000 円加算)」 (1,000 円未満切り捨て)
空き家の所在地	田原市 番地		
延床面積	m ²		
改修工事予定額	変更前	円	
	変更後	円 (別添工事見積額)	
着工予定年月日	変更前	年 月 日	
	変更後	年 月 日	
完了予定年月日	変更前	年 月 日	
	変更後	年 月 日	
入居予定年月日	変更前	年 月 日	
	変更後	年 月 日	

- 3 当初提出した申請書に添付した書類の内、変更があるものは添付してください

田原市空き家活用促進事業
補助金交付決定変更（中止）通知書

田建第 号
年 月 日

様

田原市長 印

年 月 日付けで届のあった空き家改修費補助金交付申請の内容の変更（中止）については、下記のとおり田原市空き家活用促進事業補助金交付要綱第10条第4項の規定により、変更（中止）決定したので通知します。

記

区分	決定金額	算定基礎等
空き家改修費補助金 [入居予定年月日] 年 月 日	(変更前 円) 変更後 円	[限度額 500,000 円] 「市外転入者の限度額 800,000 円(未就学児童一人 当たり 100,000 円加算)」 (1,000 円未満切り捨て)

田原市空き家活用促進事業
完了実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所

氏名 ㊟

(電話 — —)

田原市空き家活用促進事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

1 改修工事等の内容

空き家の所在地	田原市	番地
延床面積	m ²	
改修工事額	金	円
着工年月日	年 月 日	
完了年月日	年 月 日	
入居年月日	年 月 日	

2 添付書類

- (1) 当該補助金交付決定(決定変更)通知書の写し
- (2) 工事請負契約書の写し及び領収書の写し
- (3) 改修内容の分かる図面
- (4) 補助対象経費内訳書
- (5) 補助事業の成果が確認できる写真
- (6) 建築確認が必要な建築行為の場合は、検査済証の写し
- (7) 田原市空き家・空き地バンクの登録完了書の写し
- (8) 耐震改修工事が必要な場合は、耐震促進事業補助金確定通知書の写し
- (9) 転入後の住民票
- (10) その他市長が必要と認める書類

田原市空き家活用促進事業
補助金確定通知書

田建第 号
年 月 日

様

田原市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった田原市空き家活用促進事業の補助金の交付については、次のとおり確定したので田原市空き家活用促進事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

補助金の額	金 円
補助事業区分	田原市空き家活用促進事業
建物等の所在地	田原市 番地
建物等の概要	
交付の条件	年 月 日付けによる完了実績報告記載のとおり。

備考

- (1) 田原市空き家活用促進事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この要綱の規定に違反した場合、補助金の使途が適正でない場合は、この決定の取消しにより市長の求めに応じ、交付した補助金の全部又は一部を返還すること。
- (3) この事業について、市長が必要な調査を行うときは、調査に協力すること。

田原市空き家活用促進事業
補助金請求書

金	百万	拾万	万	千	百	拾	円
---	----	----	---	---	---	---	---

ただし、 年 月 日付け 田建第 号で補助金額の確定通知を受けた下記該当のもの。

記

補助事業区分	田原市空き家活用促進事業
--------	--------------

振込先金融機関	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店
	預金の種類及び番号	普通 当座 預金 口座番号	支店
	口座名義人		

(注)口座名義人欄はカタカナで記入し、濁点、半濁点は1字として記入して下さい。

上記金額を請求します。

年 月 日

田原市長 殿

請求者 住所

氏名

印

田建第 号
年 月 日

様

田原市長



田原市空き家活用促進事業
補助金交付決定(一部)取消通知書

田原市空き家活用促進事業補助金の交付の決定について、田原市空き家活用促進事業補助金交付要綱第15条第2項の規定により、次のとおり取り消しましたので通知します。

補助事業区分	田原市空き家活用促進事業
交付決定通知	年 月 日 田建第 号
取消年月日	年 月 日
所在地	田原市
所有者住所氏名	
取消内容	
取消理由	